

客船ターミナル等の指定管理者管理運営状況等の評価委員会

令和3年7月29日

【佐々木振興課長】 ただいまから客船ターミナル等の指定管理者の評価委員会を開催させていただきます。

委員の皆さまには、お忙しいところ御出席いただき、厚く御礼を申し上げます。

私は司会進行を務めます港湾経営部振興課の佐々木でございます。よろしくお願いいたします。

評価委員会の前半部では客船ターミナル等及び船舶給水施設について、後半部では公共外貿コンテナふ頭施設について審議いたします。

まず、客船ターミナル等及び船舶給水施設を御審議いただき、委員の皆様方を御紹介申し上げます。

東京都立大学 経済経営学部 教授 松田 千恵子 委員でございます。

【松田委員】 よろしく申し上げます。

【佐々木振興課長】 関東旅客船協会 櫻井 薫 委員でございます。

【櫻井委員】 櫻井です。よろしく申し上げます。

【佐々木振興課長】 公認会計士 金子 邦博 委員でございます。

【金子委員】 どうぞよろしく申し上げます。

【佐々木振興課長】 以上、3名でございます。

続きまして、事務局の紹介をいたします。港湾経営部長の戸井崎でございます。

【戸井崎港湾経営部長】 戸井崎でございます。よろしく申し上げます。

【佐々木振興課長】 東京港管理事務所ふ頭運営課長の澁澤でございます。

【澁澤ふ頭運営課長】 澁澤でございます。よろしく申し上げます。

【佐々木振興課長】 事務局より、港湾経営部長の戸井崎から御挨拶申し上げます。

【戸井崎港湾経営部長】 港湾局港湾経営部長の戸井崎でございます。委員の皆様には、御多忙にもかかわらず、客船ターミナル等の指定管理者管理運営状況等評価委員会委員への御就任をいただき、誠にありがとうございます。

また、常日頃港湾事業の推進に一方ならぬ御理解・御協力を賜り、この場をお借りしまして、厚く御礼申し上げます。

さて、港湾局では、客船ターミナル及び船舶給水施設につきまして、平成18年度から指定管理者制度を導入しております。また、平成29年度からは、公共外貿コンテナふ頭施設につきましても、指定管理者制度を導入いたしました。

東京都は公の施設の設置者として、その執行に責任を有するということから、更なる利用者サービスの向上や安全管理面の徹底のために、毎年度、指定管理者の管理状況について評価を実施しております。

限られた時間ではございますが、委員の皆様には活発な御意見と御審議を賜りたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【佐々木振興課長】 なお、委員長は委員会設置要綱に基づき、委員の皆様の互選により学識経験を有する委員の方から選任いただくことになっております。どなたか御意見ございますでしょうか。

【金子委員】 よろしいでしょうか。この評価委員会では、指定管理者の管理運営状況を外部の視点を活用して、客観的・専門的に評価することが求められていますので、委員長には、企業経営に関する研究者として数多くの研究実績を残されている松田委員が適任であると思いますが、皆様いかがでしょうか。

【佐々木振興課長】 金子委員から松田委員を委員長に推薦する御意見を頂きましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【佐々木振興課長】 ただいま、皆様より御承認いただきましたので、委員長は松田委員に決定いたしました。よろしくお願いいたします。

【松田委員長】 よろしくお願ひします。

【佐々木振興課長】 本委員会は、委員会設置要綱に基づき審議を公開とし、別途、議事録も公開いたします。また、本日は全員の御出席をいただいておりますので、本委員会は成立していることを御報告いたします。

それでは、本委員会の進め方について御説明いたします。スライドを御覧下さい。

本委員会において評価していただくのは、令和2年度の「客船ターミナル施設」及び「船舶給水施設」の指定管理者による管理運営状況でございます。

まず、事務局から一次評価について、説明をさせていただきます。一次評価は、評価基準ごとに、客観的なデータ等に基づき、都が行ったものです。

その後、質疑応答を経て、委員の方々に一次評価を検証していただき、専門的な観点から各施設の管理運営状況の二次評価を行っていただきたいと考えております。二次評価は、「S」、「A」、「B」、「C」という4段階で評価していただきます。

なお、本委員会における二次評価に基づいて、東京都で総合評価を決定し、指定管理者に通知いたします。あわせて、評価結果の概要はホームページ等で公表いたします。

このように進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

当委員会は、ただいま御説明したように、東京都で行った一次評価を検証し、各港湾施設の指定管理者の管理運営状況等について専門的な観点から評価をしていただくものでございます。御審議の程、よろしくお願いいたします。

これより、議事に入ります。それでは松田委員長、議事進行をよろしくお願いいたします。

【松田委員長】 では、議事に入らせていただきます。

初めに、「客船ターミナル施設の評価」及び「船舶給水施設の評価」について、事務局より説明願ひます。

【澁澤ふ頭運営課長】 それでは、まず初めに「晴海客船ターミナルの一次評価」について御説明します。委員の皆様にはあらかじめ、各施設の一次評価及び業務実施報告書をお渡ししておりますが、本日はご覧の画面中のパワーポイントに概要をまとめましたので、こちらを使って進めてまいりたいと存じます。

なお、業務実施報告書の関係個所のページ数も画面中に表示されていますので、御参考にしていただきたいと存じます。

初めに、大項目「管理状況」の第1番目の中項目「適切な管理の履行」でございます。

基本協定、管理運営基準、年間業務実施計画書等に基づき、適切に行われていることを確認しております。この中で、特に「施設の維持補修・修繕」については、施設の閉鎖期間を利用し、また、優先順位を意識しつつ積極的に補修・修繕を実施し、効率的・効果的な危険防止に努めました。また、構内における陥没箇所について、発見後速やかに安全措置を講じ、都とも適宜調整の上、空洞化調査及び修繕を適切に行いました。

以上から、「適切な管理の履行」については、「施設の維持補修・修繕」は『水準を上回る』と、その他の項目は『水準どおり』と評価いたしました。

続いて、中項目の第2番目「安全性の確保」でございます。

日常の点検及び対応処理、また緊急時のマニュアルや連絡体制も確立され、適切に行われております。また、施設に隣接する東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会選手村の警備会社と連携体制を構築し、情報共有を図るなど、選手村における警備の強化に寄与しました。この中で、特に「緊急時対策」については、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う施設の閉鎖期間中、急増した来場者に適切・効果的に対応するため、臨時警備委託のほか、他のターミナルにおける警備員の配置替えを行ったり、警察と連携してパトロール回数の増加を依頼するなどの取組を行いました。

以上から、「安全性の確保」については、「緊急時対策」については『水準を上回る』と、その他の項目は、『水準どおり』と評価いたしました。

続いて、中項目の第3番目「法令等の遵守」でございます。

個人情報の保護及び情報公開については、東京都の条例、規則等に沿った内容の社内規程により処理され、関連する研修へは積極的に参加するなど適切な管理が行われております。また、ネットワークシステムのクラウド化などの情報セキュリティ対策を通じて、情報事故の防止に努めています。

以上から、「法令等の遵守」の各確認項目は、『水準どおり』と評価いたしました。

最後に、中項目の第4番目「適切な財務・財産管理」でございます。

社内の経理処理、東京都所有の物品の管理などは適切に行われています。また、経理・現金等に関する書類等の管理についても適正であり、問題なく処理されていることを確認しております。

以上から、「適切な財務・財産管理」の各確認項目は、『水準どおり』と評価いたしました。

続きまして、大項目「事業効果」の第1番目の中項目「事業の取組」でございます。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、自主事業のうち一部のイベント等は中止となりましたが、風鈴回廊をはじめ、三密回避に配慮した中での空間装飾の企画・実施やTwitterを活用した情報発信、アクセス件数増加に向けたGoogle検索におけるキーワードの設定により、広報の充実・強化を図りました。

以上から、「事業の取組」については、「利用者サービス向上に向けた取組」について、『水準を上回る』と、その他の確認項目は、『水準どおり』と評価いたしました。

続いて、中項目の第2番目「利用の状況」でございます。

利用者数等は減少という結果となりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による施設の閉鎖・開館時間の短縮や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催準備による施設の一部使用中止に伴うものであることから、「利用の状況」の各確認項目は、『水準どおり』と評価いたしました。

続いて、中項目の第3番目「利用者の反応」でございます。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、イベント等の開催は限られましたが、来訪者アンケートでは、社員等スタッフの対応や施設の清潔感が高く評価されています。

以上から、「利用者の反応」の各確認項目は、『水準どおり』と評価いたしました。

最後に、中項目の第4番目「行政目的の達成」でございます。

施設に隣接する東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会選手村の治安対策の一層の強化を図るため、月島警察署や選手村警備会社の協力体制を構築し、適宜情報共有を図るなど、綿密な連携を図りました。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に伴う視察や工事等の対応に積極的に協力するとともに、国土交通省が事務局であるゴミを捨てない運動“東京湾クリーンアップ大作戦”のパネル展示にも協力するなど、都の取組に幅広く貢献しました。さらに、消毒液の設置や定期的な換気、ドアノブ等の消毒などのほか、施設の閉鎖・開館時間の短縮に伴い、柔軟な警備対応や来場自粛の周知・注意喚起を実施するなど、効率的・効果的な新型コロナウイルス感染症対策に取り組みました。

以上から、「行政目的の達成」については、すべての確認項目において、『水準を上回る』と評価いたしました。

その他、特記事項については、新型コロナウイルス感染症対策において、都と連携しながら確実に取り組むとともに、施設の閉鎖・開館時間の短縮に伴う来場者への柔軟な対応やライトアップの自粛など、安全かつ適切に施設を運営管理しています。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、関係機関等との連携や関連工事の調整等も的確に対応しています。

以上を総合した結果、晴海客船ターミナルについては、34評価項目のうち、『水準を上回る』が6項目、『水準どおり』が28項目となり、合計点は58点、一次評価は『B』といたしました。

確認事項へ移ります。

事業者の財務状況ですが、『令和2年度も令和元年度同様に、港湾施設の管理運営事業を

行うに当たり、財務状況による支障等は見受けられない。』と判断いたしました。有明・青海の各ターミナル、船舶給水においても共通でございます。

最後の特命要件の継続についてですが、これは後ほど、有明、青海と合わせて御説明いたします。

以上で、晴海の説明を終わります。

続いて、「有明客船ターミナル及び小型船発着所浮棧橋の一次評価」について御説明いたします。

初めに、大項目「管理状況」の第1番目の中項目「適切な管理の履行」でございます。

基本協定、管理運営基準、年間業務実施計画書等に基づき、適切に行われていることを確認しております。また、施設の現況に応じた清掃や修繕等を計画的かつ適切に実施しています。

以上から、「適切な管理の履行」の各確認項目は、『水準どおり』と評価いたしました。

続いて、中項目の第2番目「安全性の確保」でございます。

日常点検・対応処理の記録及び緊急時のマニュアル等が整備され、緊急連絡体制も整っており、適切と認められます。また、新型コロナウイルス感染症対策について、より万全を期すため、下船時に乗客が嘔吐した場合の措置方法の訓練の実施や、必要な備品を配備するなど、一層の安全対策に取り組んでいます。

以上から、「安全性の確保」の各確認項目は、『水準どおり』と評価いたしました。

続いて、中項目の第3番目「法令等の遵守」でございます。

個人情報の保護及び情報公開については、東京都の条例、規則等に沿った内容の社内規程により処理され、関連する研修へは積極的に参加するなどにより適切な管理が行われております。また、ネットワークシステムのクラウド化などの情報セキュリティ対策を通じて、情報事故の防止に努めています。

以上から、「法令等の遵守」の各確認項目は、『水準どおり』と評価いたしました。

最後に、中項目の第4番目「適切な財務・財産管理」でございます。

社内の経理処理、東京都所有の物品の管理などは適切に行われております。また、経理・現金等に関する書類等の管理についても適正であり、問題なく処理されていることを確認しております。

以上から、「適切な財務・財産管理」の各確認項目は、『水準どおり』と評価いたしました。

続きまして、大項目「事業効果」の第1番目の中項目「事業の取組」でございます。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、一部イベント等は中止となりましたが、多言語・ユニバーサルデザイン標記による案内板の製作や、視覚障害者用のブロック設置など、利用者サービスの一層の向上に向けた取組を実施しました。

以上から、「事業の取組」の各確認項目は、『水準どおり』と評価いたしました。

続いて、中項目の第2番目「利用の状況」でございます。

利用者数等は減少という結果となりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による施設の閉鎖・開館時間の短縮に伴うものであることから、「利用の状況」の各確認項目は、『水準どおり』と評価いたしました。

続いて、中項目の第3番目「利用者の反応」でございます。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、特に利用者、来館者向けアンケート等の実績はありませんが、苦情等のご意見もなかったことから、「利用者の反応」の各確認項目は、『水準どおり』と評価いたしました。

最後に、中項目の第4番目「行政目的の達成」でございます。

社会科見学船の受入れにおいて、密を避けた誘導案内や清掃体制の強化に取り組むなど適切に対応するとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に伴う周辺施設への影響について情報収集するなど、都の施策に積極的に協力しました。また、消毒液の設置や定期的な換気、ドアノブ等の消毒を実施するなど、新型コロナウイルス感染症対策を適切に実施しました。

以上から、「行政目的の達成」の各確認項目は、『水準どおり』と評価いたしました。

その他、特記事項については、「施設の老朽化を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策による施設の閉鎖期間も活用し、積極的に修繕や点検等を行っている。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた利用調整や情報収集を進めるなど、都と連携し積極的に協力している。」としております。

以上を総合した結果、有明客船ターミナルについては、32評価項目のうち、『水準どおり』がすべて32項目となり、合計点は44点、一次評価は『B』といたしました。

以上で、有明の説明を終わります。

続いて、「青海客船ターミナル及び小型船発着所浮棧橋の一次評価」について御説明します。

初めに、大項目「管理状況」の第1番目の中項目「適切な管理の履行」でございます。

基本協定、管理運営基準、年間業務実施計画書等に基づき、適切に行われていることを確認しております。また、施設の現況に応じた清掃や修繕等を計画的かつ適切に行っています。

以上から、「適切な管理の履行」の各確認項目は、『水準どおり』と評価いたしました。

続いて、中項目の第2番目「安全性の確保」でございます。

日常点検、対応処理の記録及び緊急時のマニュアル等が整備され、緊急連絡体制も整っており、適切と認められます。また、鳥インフルエンザが疑われる事案に対して、都の定める手順に基づき迅速かつ適切に対応しました。

以上から、「安全性の確保」の各確認項目は、『水準どおり』と評価いたしました。

続いて、中項目の第3番目「法令等の遵守」でございます。

個人情報の保護及び情報公開については、東京都の条例、規則等に沿った内容の社内規程により処理され、関連する研修へは積極的に参加するなどにより適切な管理が行われてお

ります。また、ネットワークシステムのクラウド化などの情報セキュリティ対策を通じて、情報事故の防止に努めています。

以上から、「法令等の遵守」の各確認項目は、『水準どおり』と評価いたしました。

最後に、中項目の第4番目「適切な財務・財産管理」でございます。

社内の経理処理、東京都所有の物品の管理などは適切に行われております。また、経理・現金等に関する書類等の管理についても適正であり、問題なく処理されていることを確認しております。

以上から、「適切な財務・財産管理」の各確認項目は、『水準どおり』と評価いたしました。

続きまして、大項目「事業効果」の第1番目の中項目「事業の取組」でございます。

当施設は、利用船舶が少ないため、原則として常時閉館しており、船舶寄港時のみ開館することとしていますが、多言語・ユニバーサルデザイン標記による案内板の設置など、利用者サービス向上に必要な取組を実施しました。

以上から、「事業の取組」の各確認項目は、『水準どおり』と評価いたしました。

続いて、中項目の第2番目「利用の状況」でございます。

利用者数等は減少という結果となりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による施設の閉鎖・開館時間の短縮に伴うものであることから、「利用の状況」の各確認項目は、『水準どおり』と評価いたしました。

続いて、中項目の第3番目「利用者の反応」でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、特に利用者、来館者向けアンケート等の実績はありませんが、苦情等のご意見もなかったことから、「利用者の反応」の各確認項目は、『水準どおり』と評価いたしました。

最後に、中項目の第4番目「行政目的の達成」でございます。

品川区主催の6・9年生思い出づくり事業による舟運船舶の受入れ対応や、寄港船への水の提供など、都の実施策等に適切に対応しました。また、施設開館時には、必要な消毒を実施するほか、感染症対策に関する掲示や消毒液の設置を行うなど、新型コロナウイルス感染症対策に適切に取り組みました。

以上から、「行政目的の達成」は、すべての各確認項目について、『水準どおり』と評価いたしました。

その他、特記事項については、「施設の老朽化を踏まえ、修繕や点検等を適切に行っている。また、コロナ禍においても可能な限りの感染対策を講じ舟運船舶を受け入れるなど、都の施策に積極的に協力している。」としております。

以上を総合した結果、青海客船ターミナルについては、32評価項目のうち、『水準どおり』がすべての32項目となり、合計点は44点、一次評価は『B』といたしました。

最後に、特命要件の継続についてです。

令和2年度においては、「晴海客船ターミナル」は、現在開催中の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会で選手村や仮設施設を整備する晴海地区にあり、セキュリティエ

リアに含まれる予定となっていました。

また、「有明客船ターミナル及び有明小型船発着所浮棧橋」は、隣接する東京ビッグサイトが東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会で利用されることになっていたため、開催期間中の管理運営対象範囲への影響が想定されていました。

そして、「青海客船ターミナル及び青海小型船発着所浮棧橋」は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催や、東京国際クルーズターミナルの供用開始に伴い、管理運営にも影響が生じることが予想されていました。

このため、指定管理期間中においては、引き続き各種工事期間やセキュリティ期間における安定的な施設管理、船舶運航会社及び利用者とのきめ細かな調整、安全対策、使用制限時の臨機応変な対応が求められることが予想されました。

一方、これらの施設は、施設の管理運営形態に類似性があり、施設をグループ化することにより、スケールメリットを活かした効率的な管理運営が可能となります。

このような状況において、指定管理者である東京港埠頭株式会社は、平成18年度の指定管理者制度導入以前から、客船ターミナルの管理を受託しており、指定管理者として安定的な施設管理や利用者調整も含めた臨機応変な対応を行いうる、豊富な管理実績及び経験を有することから特命選定されております。同社は、これまでどおり、各客船ターミナルにおいて客船受入れのための調整や各種イベントの開催調整のほか、晴海地区の各種工事や関連事業などについても、関係者との調整や利用者に対する周知などの確な対応を行っております。

以上から、指定管理者選定時の特命要件が引き続き継続していることを確認しております。

以上で、青海の説明を終わります。

続いて、「竹芝客船ターミナルの一次評価」について御説明します。

初めに、大項目「管理状況」の第1番目の中項目「適切な管理の履行」でございます。

基本協定、管理運営基準、年間業務実施計画書等に基づき、適切に行われていることを確認しております。この中で、特に「施設の使用許可等」については、都による施設の大規模改修において、利用者への負担が最小限となるよう、使用許可の細かな切り替え等を実施することにより、工事業者や利用者と適切に調整を図りました。また、「施設の維持管理」については、施設の改修に合わせパンフレットラックを新たに設置するなど、施設の利便性向上に貢献しました。

以上から、「適切な管理の履行」については、「施設の使用許可」及び「施設の維持管理」については、『水準を上回る』と、その他の各確認項目は『水準どおり』と評価いたしました。

続いて、中項目の第2番目「安全性の確保」でございます。

日常点検の実施や緊急時のマニュアル等の整備・改訂も適切に行われております。特に、

「防災・防犯への配慮」については、海上保安部等と合同で実施する様々な訓練を通じ、連携を強化しました。また、「緊急時対策」については、安全衛生委員会委員による安全パトロールを実施するほか、必要に応じて緊急の安全点検を実施するなど、施設の安全性の維持・向上に積極的に取り組みました。

以上から、「安全性の確保」については、「防災・防犯への配慮」及び「緊急時対策」については、『水準を上回る』と、その他の各確認項目は『水準どおり』と評価いたしました。

続いて、中項目の第3番目「法令等の遵守」でございます。

社内規程等が整備され、コンプライアンス研修など必要な研修が実施されています。また、ネットワークシステムのクラウド化などの情報セキュリティの強化や、訓練を通じた社員教育の実施など、情報事故の防止に努めています。

以上から、「法令等の遵守」の各確認項目は、『水準どおり』と評価いたしました。

最後に、中項目の第4番目「適切な財務・財産管理」でございます。

社内の経理処理、東京都所有の物品の管理などは適切に行われています。また、経理・現金等に関する書類等の管理についても適正であり、問題なく処理されていることを確認しています。

以上から、「適切な財務・財産管理」の各確認項目は、『水準どおり』と評価いたしました。

続きまして、大項目「事業効果」の第1番目の中項目「事業の取組」でございます。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるテナントの撤退を踏まえ、施設の配置状況に沿って案内表示板の修正を行いました。また、利用者に対するソーシャルディスタンス維持の声掛けや品薄状態のアルコール消毒液の確保に努めたほか、季節感の演出に向け、感染リスク等に十分配慮した上で、施設内の装飾を企画し実施するなど、利用者サービスの一層の向上に努めました。

以上から、「事業の取組」については、「利用者サービス向上に向けた取組」において、『水準を上回る』と、その他の各確認項目は『水準どおり』と評価いたしました。

続いて、中項目の第2番目「利用の状況」でございます。

利用者数等は減少という結果となりましたが、新型コロナウイルス感染症対策の影響による減便や乗船定員の減等に伴うものであることから、「利用の状況」の各確認項目は、『水準どおり』と評価いたしました。

続いて、中項目の第3番目「利用者の反応」でございます。

利用者からの問合せ等に対し必要な回答を行うとともに、要望については可能な範囲で対応するなど、適切な接客に努めました。また、「ネオ屋台村」に際して行ったアンケートでは、ターミナルの清潔感やスタッフの対応、ターミナル全般に対する満足度において、おおむね良好な評価を得ています。

以上から、「利用者の反応」の各確認項目は、『水準どおり』と評価いたしました。

最後に、中項目の第4番目「行政目的の達成」でございます。

都が実施する施設の大規模改修工事に当たり、都と連携し、工事に伴う各種調整を適時適

切に行い、島しょへの重要な足である定期船の運航に支障が生じることのないよう努めました。また、都によるおがさわら丸乗船者を対象とした乗船前PCR検査や、先端テクノロジーショーケーシング事業の実施に伴い、現場での調整・運営を積極的に行うなど、都の施策にも協力しました。さらに、各島しょの意向を踏まえた旅客への案内を実施したほか、来村自粛要請への協力や施設内のアルコール消毒液の追加設置等、新型コロナウイルス感染症対策を適切に実施し、水際での感染拡大防止に貢献しました。

以上から、「行政目的の達成」についてはすべての確認項目において、『水準を上回る』と評価いたしました。

その他、特記事項については、「竹芝客船ターミナルは、合築施設と一体となった、他にはない施設運営が求められる中、テナント事業者、島しょの各自治体、その他関係機関とも連携、協力しながら、島の玄関口としての役割を十分に認識したうえで、新型コロナウイルスの感染予防対策を図りながら、管理運営業務を実施した。」としております。

以上を総合した結果、竹芝客船ターミナルについては、32評価項目のうち、『水準を上回る』が8項目、『水準どおり』が24項目となり、合計点は56点、一次評価は『A』といたしました。

最後に、特命要件の継続についてです。

竹芝客船ターミナルは、株式会社東京レポートセンター及び東京港埠頭株式会社の2団体のグループに対し、特命しております。

竹芝客船ターミナルは、竹芝ふ頭再開発事業により、東京都、東京都職員共済組合、竹芝地域開発株式会社のそれぞれの所有する施設が一体構造として設計・施工されたものの一部であり、施設全体が密接不可分となっていることから、警備・防犯・設備管理システムについては、「ノースタワー防災センター」と「サウスタワー防災センター」の2箇所でも集中管理されており、竹芝客船ターミナルのみを分離できない構造となっています。このため、分離できない部分については、全体の管理を行っている株式会社東京レポートセンターに特命した次第でございます。

施設の構造は、特命時と変わっておりませんので、株式会社東京レポートセンターへの特命要件は、継続していることを確認いたしました。

また、竹芝客船ターミナルがある竹芝ふ頭は、伊豆・小笠原諸島との海の玄関口として日々利用されており、人の往来だけでなく、物資の輸送の観点からも重要なふ頭でございます。一般来訪者とのトラブルを未然に防ぎ、施設を適時、適切に利用するには、施設の一体管理者である株式会社東京レポートセンターとの調整・連携等が重要であり、それを実施できるのは、選定時に当ターミナル施設の管理を受託していた東京港埠頭株式会社しかないとの理由で特命いたしました。東京港埠頭株式会社は、これまでどおり、船社と定期的に連絡会を開催しているほか、緊急時の相互連絡体制を整備するなど、ターミナル施設の利用上不可欠な船社との連携・調整を行っており、また、施設の一体管理者との緊密な連絡調整を図り、各種イベントの開催調整を行うほか、夏の多客時には動線を確認し、来訪者を混

乱なく誘導しております。

こうした東京港埠頭株式会社による各方面への適時適切な調整は、竹芝客船ターミナルの効果的・効率的な管理運営に欠くことができないものであり、特命要件が継続していることを確認しております。

以上で、竹芝の説明を終わります。

最後に、「岸壁・運搬給水施設の一次評価」について御説明します。

まず、大項目「管理状況」から順に御説明いたします。

中項目の第1番目「適切な管理の履行」でございます。

基本協定、管理運営基準、年間業務実施計画書等に基づき、適切に行われていることを確認しております。特に「施設の維持補修・修繕」については、決算見込みの早期算出により工事費用を算段し、積極的に施設の改修実施に努め、施設の安全性と信頼性の確保を図りました。

よって、「適切な管理の履行」については、「施設の維持補修・修繕」は『水準を上回る』と、その他の項目は『水準どおり』と評価いたしました。

続いて、中項目の第2番目「安全性の確保」でございます。

緊急時アクションマニュアルにより緊急時の手順を整えるとともに、緊急連絡網の内容の更新も行い、緊急時の連絡体制も整備しています。特に「緊急時対策」については、緊急時の対策訓練として、有事に備え、通常の給水施設以外の施設を活用した運搬給水の対応や晴海貯水槽の利用を想定した訓練、大規模災害時における他自治体からの依頼を想定した訓練など、多岐に渡った実践的な訓練を実施しました。

以上から、「安全性の確保」については、「緊急時対策」は『水準を上回る』と、その他の各確認項目は、『水準どおり』と評価いたしました。

続いて、中項目の第3番目「法令等の遵守」でございます。

個人情報の保護及び情報公開については、東京都の条例、規則等に沿った内容の社内規程により処理され、関連する研修へは積極的に参加するなど、適切な管理が行われております。また、ネットワークシステムのクラウド化などの情報セキュリティ対策を通じて、情報事故の防止に努めています。

以上から、「法令等の遵守」の各確認項目は、『水準どおり』と評価いたしました。

最後に、中項目の第4番目「適切な財務・財産管理」でございます。

社内の経理処理、東京都所有の物品の管理などは適切に行われております。また、経理・現金等に関する書類等の管理についても適正であり、問題なく処理されていることを確認しております。

以上から、「適切な財務・財産管理」の各確認項目は、『水準どおり』と評価いたしました。

次に、大項目の「事業効果」の項目について御説明いたします。

中項目の第1番目「事業の取組」でございます。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、当初予定していた晴海貯水槽に係る水質検査表の公開回数の増加や船舶代理店等への訪問は断念することとなり、また、事業のPRのため参加予定であったイベント等はいずれも中止となってしまいましたが、オーダー受付時におけるユーザーヒアリングや、例年実施している船舶給水に関するアンケート調査等を活用して利用者の意向・意見聴取を実施するよう努めるとともに、他の指定管理施設においてチラシの設置・配布を依頼し、事業のPRに努めました。

以上から、「事業の取組」の各確認項目は、『水準どおり』と評価いたしました。

続いて、中項目の第2番目「利用の状況」でございます。

岸壁給水については、前年度に比べ、利用件数・給水量ともに減少、運搬給水については、前年度に比べ利用件数は減少したものの、給水量は9パーセント程度増加、岸壁給水と運搬給水を合計した給水量については、前年度に比べて約36パーセント減少という結果となっています。

以上の給水量等の変化は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催準備に伴う晴海客船ターミナルの閉鎖や、新型コロナウイルス感染症拡大等に伴う客船利用の減少が大きく影響しているとみられることから、「利用の状況」の確認項目は、『水準どおり』と評価いたしました。

続いて、中項目の第3番目「利用者の反応」でございます。

24時間365日の給水オーダーに対応し、例年実施しているアンケート結果によれば、利用者からは、「満足」「ほぼ満足」といった、おおむね良好な評価をいただいております。

以上から、「利用者の反応」の各確認項目は、『水準どおり』と評価いたしました。

最後に、中項目の第4番目「行政目的の達成」でございます。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い緊急事態宣言が発令されたことを受け、東京都からの通知も踏まえ、適切な感染拡大防止措置を取りながら、船舶給水業務を着実に遂行しました。

以上から、「行政目的の達成」については、『水準どおり』と評価いたしました。

その他、特記事項については、「大規模災害時等を想定した運搬給水船や岸壁給水施設を活用した実地訓練を行うほか、計画的に修繕に取り組むなど、責任感を持って取り組んでいる。」としております。

以上を総合した結果、船舶給水については、24評価項目のうち、『水準を上回る』が2項目、『水準どおり』が22項目となり、合計点は33点、一次評価は『B』といたしました。

最後に、特命要件の継続について御説明いたします。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会では、臨海部に多くの競技会場や選手村が配置されており、選手村が隣接する晴海ふ頭は、選手村工事や開催時のセキュリティの影響を受け、給水施設の利用が困難な時期が生じていました。

加えて、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催期間中は、海上保安庁が競技会場周辺の海上・沿岸における警備や海上交通の安全確保等を担うこととなりますが、

期間中は船舶の係留場所や停泊場所の制限を受ける可能性や、給水業務も直接的な影響を受ける可能性が想定されていました。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会成功のため、着実な大会関連施設の整備や円滑な大会運営が求められる一方、船舶給水は港湾管理者として提供しなければならない役務であり、引き続き、大会開催時や準備期間も給水業務を安定的に維持する必要があります。

また、船舶給水施設は施設の管理運営方法に専門性や特殊性が求められる施設である中、東京港埠頭株式会社は、平成18年度以降指定管理者として、船舶運航会社ほか各方面との連絡調整を十分に行い、船舶給水施設の管理・運営の特殊性・専門性を維持しながら安定的な給水サービスを提供し、国際貿易港として利用者の利便性を図っております。

こうした管理運営は「岸壁・運搬給水施設」の効果的・効率的な運営に欠くことができないものであり、特命要件が継続していることを確認しております。

以上で、岸壁・運搬給水施設の説明を終わります。事務局からの評価に関する説明は以上になります。

【松田委員長】 ありがとうございます。それでは金子委員、事業者の財務状況に関して、御意見等ございましたらお願いします。

【金子委員】 資料の「事業者の財務状況の確認」について、事業を実施している東京港埠頭株式会社は、ここ数年で大幅に燃料を削減できる環境に配慮したコンテナクレーンの更新を進めており、その結果として固定資産が選定時と比べて33%増えております。固定資産が増えますと、それに対応して減価償却が発生するため、選定時と比べて資本利益率が下がっていますが、これは長期的な企業戦略に基づいているものですので、事務局が作成した財務状況の確認のとおり、事業実施に当たって何ら問題はないという考えです。以上です。

【松田委員長】 ありがとうございます。それでは評価内容の説明につきまして、御意見、御質問等ございましたらお願いします。

【金子委員】 よろしいでしょうか。質問、お願いが3点ございます。

まず、晴海に関してですが、ネットを通じて情報発信をしたということが、業務実施報告書の13・14ページや説明にもありました。来年に解体が予定されているということですが、この施設はバブル期に作られたこともあって非常にデザイン性が高く、飛行機で上空から見ても晴海だと分かる非常に素晴らしいものなので、施設が解体される前に見学会等を実施してほしいところです。ただ、今のような状況下ですとなかなか難しいとも思いますので、できれば最後の姿を多くの人に見てもらえるように、画像や動画の情報発信をぜひともお願いしたい、というのが1点目です。

続いて竹芝に関して、業務実施報告書の11ページでパンフレットラックを設置したということ、また13ページではホームページの活用について説明があり、実際各島の観光協会でも色々なパンフレットが作成されております。ただ、今はスマホやPCで情報を見たいという需要もあると思います。各島の観光協会のHPを見ますと、デジタルベースで情報を公開してい

るところも数多くありますので、アナログで紙を配るという方法もありますが、できればHP上で各島の観光協会からデータをもらって公開するような取組も検討いただければ、というのが2点目です。

3点目に船舶給水に関して、これは評価にもつながることかと思いますが、昨年度新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者が出て、一時オーダーをストップせざるを得ない状況になりましたが、社内の応援体制で給水業務を着実に実施できたという報告があります。これについては、やはりそれなりの経験があつて対応できたことだと思いますので、この点は評価してあげても良いと思います。以上3点です。よろしくをお願いします。

【松田委員長】 どうもありがとうございました。非常に重要な御意見だと思います。事務局から今の御意見に対して御回答をお願いします。

【澁澤ふ頭運営課長】 まず晴海に関してですが、金子委員のおっしゃるとおり非常にデザインが特徴的な施設でございます。また、昨年度友の会が解散することとなりましたが、会員だった方から色々と御意見があり、晴海を惜しむ声が非常に多くありました。それも踏まえ、このような貴重な施設を目に見える形で残せるよう、画像等をHPに載せるなど対応を検討したいと思います。

2点目の竹芝における情報発信のあり方について、このご時世もありますので、スマホで手軽に見られるツールがあつて良いというご指摘のとおりかと思えます。指定管理者もしくは都のHPに各島しょからの資料をHPに載せる、リンクを貼るなどして手軽に情報にアクセスできるよう対応を検討したいと思います。

最後に船舶給水について、新型コロナウイルスの関係で評価が悩ましい点ではありましたが、ご指摘いただいたとおり、指定管理者はノウハウ・技術があり応援体制を組んで適切に対応できたところです。今後同様の事例が発生しないことが一番ではありますが、その場合にはどのように評価していくか、検討したいと思います。ありがとうございました。

【松田委員長】 それでは他に御意見ありますでしょうか。

【櫻井委員】 関東旅客船協会の櫻井です。御説明していただいた評価結果についてはおおむね適正かと思えますので、特段意見はありません。1点教えていただきたいのですが、評価基準のS、A、B、Cについて、それぞれの施設で評価項目の数が異なるため、基準の点数も異なると思います。例えば、S評価は100点満点でいうとどれくらいのハードルにしているのでしょうか。また、A、B、Cについてもそれぞれ教えていただければと思います。

【澁澤ふ頭運営課長】 ありがとうございます。評価のS、A、B、Cについては本委員会の冒頭で少し説明しましたが、点数による水準を設けております。一次評価の採点方法は、項目によって×1もしくは×2で配点の傾斜は設けておりますが、すべてが水準どおりとなった場合を標準点としまして、標準点から1.25倍以上かつ1.33倍－1点以下になるとA、標準点の1.33倍以上になるとSといった仕組みになっております。

【櫻井委員】 分かりました。ありがとうございました。

【松田委員長】 他にいかがでしょうか。私からも2点申し上げてよろしいでしょうか。

【澁澤ふ頭運営課長】　　お願いします。

【松田委員長】　　御説明ありがとうございます。1点目は先ほどの金子委員の御意見にも近いですが、晴海が解体ということで非常に反響が大きいと思っております。先ほどの説明でも友の会から惜しむ声が多く寄せられているとありました。晴海客船ターミナルは東京港のレガシーであるとも言えますが、そういったところを将来新しい施設に引き継いでいくといった試みは何かあるのでしょうか。

また、2点目に船舶給水について、本当によく取り組んでいると思いますが、資料を拝見すると一番よく使われている言葉が「経年劣化」であったように感じます。設備等を色々と工夫して使っていただいているかと思いますが、経営資源の配分具合がどうなのか、ということをお伺いできればと思います。以上2点です。

【澁澤ふ頭運営課長】　　ありがとうございます。1点目について、皆様に愛されている晴海客船ターミナルを解体後もレガシーとして引き継いでいくということですが、今後もある施設としては有明、青海、そして昨年度開業しました東京国際クルーズターミナルがございます。特に東京国際クルーズターミナルは、晴海同様規模も大きくガラス張りで特徴的な施設であることから、今後皆様に評価いただける施設になるのではと思っております。また、PR等を通じて晴海のファンの方々に、東京国際クルーズターミナルのファンにもなってもらえるよう取り組むことで、港湾施設への御理解や利用促進にもつなげていければと思います。

2点目の船舶給水施設の経年劣化について、令和2年度は補修経費として700万円程度かかっております。昨年度の評価委員会において、金子委員からも船舶の寿命が40年程度である中でリプレースしてはいかがかと御意見いただきましたが、仮に今後毎年700万円程度の補修経費がかかる状態が20年続くとすると、合計で1億4000万円程度かかることとなりますが、行政としては施設を整備するに当たってイニシャルコストとランニングコストの比較が今後の船舶給水の在り方にも影響があると考えられます。現在の経営資源の配分については即答しかねるところがございますが、今後かかる経費に応じて、船舶給水施設、特に運搬給水船の在り方を検討していきたいと思っております。以上です。

【松田委員長】　　ありがとうございます。東京港にとって重要な施設ですので、御検討をお願いします。他に御意見はございませんか。

それでは、一次評価及び皆様の御意見を踏まえ、『二次評価の評価基準』に基づき、竹芝客船ターミナルについては、管理運営に係る様々な点で優れた取組が認められた施設として評価されると考え「A」、その他の3客船ターミナル及び船舶給水施設については、施設の管理運営が良好であった施設と評価されると考え「B」として決定することでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

そのように決定いたします。

ただいまをもちまして、本日予定しておりました審議をすべて終了いたしました。

今後の予定等について事務局からお願いいたします。

【佐々木振興課長】 今後の予定ですが、本日の議事録を作成し、後日、ホームページ等で公開いたします。また、本委員会における二次評価に基づいて、東京都で総合評価を決定し、総合評価結果についてプレス発表するとともに、ホームページで公表いたします。公表時期は9月頃を予定しております。

以上をもちまして、客船ターミナル等及び船舶給水施設の審議を終了いたします。長時間にわたり御審議いただきましてありがとうございます。

公共外貿コンテナふ頭施設の審議は、11時10分に開始いたします。

(休 憩)

【佐々木振興課長】 定刻となりましたので、只今から公共外貿コンテナふ頭施設について審議を始めさせていただきます。

ここからは前半の櫻井委員に替わりまして、伊勢川委員に御出席いただきます。引続き司会進行を担当いたします事務局の佐々木でございます。よろしくお願いいたします。

委員の入れ替えがございましたので、改めて委員の皆様を御紹介申し上げます。

東京都立大学経済経営学部教授 松田千恵子委員でございます。

【松田委員】 よろしくをお願いいたします。

【佐々木振興課長】 日本物流団体連合会 伊勢川光委員でございます。

【伊勢川委員】 伊勢川でございます。よろしくお願いいたします。

【佐々木振興課長】 公認会計士 金子邦博委員でございます。

【金子委員】 よろしくをお願いいたします。

【佐々木振興課長】 以上、3名でございます。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。港湾経営部長の戸井崎でございます。

【戸井崎港湾経営部長】 港湾経営部長戸井崎でございます。よろしくお願いいたします。

【佐々木振興課長】 東京港管理事務所ふ頭運営課長の澁澤でございます。

【澁澤ふ頭運営課長】 澁澤でございます。よろしくお願いいたします。

【佐々木振興課長】 なお、前半と同様、委員長は松田委員とさせていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

本委員会は、委員会設置要綱に基づきまして審議を公開とします。別途議事録も公開いたします。また、本日は、全員の御出席をいただいておりますので、本委員会は成立していただきますことを御報告いたします。

それでは、本委員会の進め方について御説明いたします。画面にスライドをお出しますので御覧いただければと思います。本委員会において評価していただきますのは、令和2年度の公共外貿コンテナふ頭施設の指定管理者による管理運営状況でございます。

まず事務局から、一次評価について説明をさせていただきます。一次評価は、評価基準ごとに、客観的なデータ等に基づきまして、都が行ったものです。その後、質疑応答を経まし

て、委員の方々に一次評価を検証していただき、専門的な観点から管理運営状況の二次評価を行っていただきたいと考えております。

二次評価は、「S」「A」「B」「C」という4段階で評価していただきます。

なお、本委員会における二次評価に基づきまして、東京都で総合評価を決定し、指定管理者に通知いたします。併せて、評価結果の概要はホームページ等で公表してまいります。このように進めさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

評価委員会の目的でございます。当委員会は、ただいま御説明したように、東京都で行った一次評価を検証し、各港湾施設の指定管理者の管理運営状況等について専門的な観点から評価をしていただくものでございます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

それでは、これより議事に入ります。それでは松田委員長、議事進行をよろしくお願ひいたします。

【松田委員長】 ありがとうございます。それでは、議事に入らせていただきます。

初めに、「公共外貿コンテナふ頭等の評価」について、事務局より説明をお願いいたします。

【澁澤ふ頭運営課長】 改めまして東京港管理事務所ふ頭運営課長の澁澤でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、A3版の資料になりますが「公共外貿コンテナふ頭施設等指定管理者 一次評価」をご覧ください。併せまして、指定管理者評価資料をご覧ください。こちらの評価資料は、それぞれ評価項目ごとに取組等を記載した年度報告書及び別紙付属資料を取りまとめたものでございまして、目次に従いページを付しております。

まず、大項目「管理状況」から順にご説明いたします。中項目の第1番目「適切な管理の履行」でございます。評価資料1頁をご覧ください。基本協定、管理運営基準、業務実施計画に基づき、適切な管理が行われていることを確認しております。巡回スタッフによる日々の巡回点検や、「日常点検報告書」に基づく月1回の施設点検に加え、品川ふ頭と青海ふ頭については、岸壁の定期点検調査委託を実施するなど、施設・設備の適切な保守点検に努め、利用者からの要望も踏まえ、必要な修繕を実施いたしました。また、土木研修のほか、CS研修やコンプライアンス研修など、全部で10件もの研修を実施し、人材の育成に努めております。以上から、「適切な管理の履行」の各確認項目は、『水準どおり』と評価いたしました。

続いて、中項目の第2番目「安全性の確保」でございます。管理運営年報や施設点検結果、施設補修要望への対応により、安全性の確保は適切に行われております。また、緊急時のマニュアル等が整備され、大規模地震発生時初動対応訓練や無線機による情報伝達訓練など、緊急時に対応するための訓練も実施するなど、防災等への配慮もなされております。特に、青海公共ふ頭においては、平成30年度から3年をかけ、A0バースからA2バースまでに設置されたすべての防舷材に海中への落下を防止するチェーンを設置することとし、計画通り令和3年2月までにすべての防舷材への落下防止チェーンの設置を完了し、防舷材損

傷時の安全性の向上と復旧の効率化を図りました。加えて、同じく青海公共ふ頭において、評価資料19頁のとおり、岸壁照明用ケーブル保護ビット蓋のうち、経年劣化により破損の可能性のある箇所を、既存のコンクリート製の蓋から鉄製の蓋に更新することにより、安全性の向上を図り、作業員のケーブル溝への落下防止につなげました。以上から、「安全性の確保」については、「施設・設備の安全性の確保」は、『水準を上回る』と、その他の項目は『水準どおり』と評価いたしました。

続いて、中項目の第3番目「法令等の遵守」でございます。評価資料3頁のとおり、都の条例、規則等に沿った内容の社内規程等が整備され、情報セキュリティ研修を関係者全員に受講させるなど、適切な管理が行われております。また、緊急時における都への報告・連絡が迅速に行えるよう、情報連絡体制を整備しております。以上から、「法令等の遵守」の各確認項目は、『水準どおり』と評価いたしました。

最後に、中項目の第4番目「適切な財務・財産管理」でございます。係船スケジュールが混み合う中、天候や背後の荷役作業等の状況を踏まえ、必要な施設補修を行った上で、計画額を上回る納付額となっております。具体的には、評価資料4頁のとおり、利用料金収入は計画額の約1億8,917万円に対して約2億1,794万円と、納付金は計画額の約9,877万円に対して約1億2,824万円となっております。このうち、納付金については、緊急対応経費等の余剰による納付額2,000万円も含まれているため、これを除いた実質的な納付金の額は約1億824万円となりますが、こちらと比較しても、計画額を約987万円上回り、約10%の増となっております。また、社内の経理処理、東京都所有の物品の管理などは適切に行われており、経理・現金等に関する書類等の管理についても適切に行われていることを確認しております。以上から、「適切な財務・財産管理」については、「収支計画の達成状況」は『水準を上回る』と、その他の項目は『水準どおり』と評価いたしました。

次に、大項目の「事業効果」の項目についてご説明いたします。中項目の第1番目「事業の取組」でございます。評価資料5頁のとおり、船舶代理店や港湾運送事業者と連絡を密にとり、迅速かつ適切な係船調整を行うとともに、効率的な荷役作業となるよう、岸壁や桟橋とヤード、コンテナクレーン等の背後施設との一体的な運用を実施しております。具体的には、指定管理者の常勤職員1名が東京港管理事務所ふ頭運営課内の執務室に常駐し、船舶代理店や港湾運送事業者との緊密な連絡を通じ、迅速・適正な係船調整を実施するとともに、背後施設の利用調整を実施しております。以上から、「事業の取組」の各確認項目は、『水準どおり』と評価いたしました。

続いて、中項目の第2番目「利用の状況」でございます。評価資料6頁のとおり、品川ふ頭と青海ふ頭は過去3年の平均と、平成29年11月に供用が開始された中防Y1については平成30年度及び令和元年度の過去2年の平均と比較して、いずれも概ね同水準となっております。以上から、「利用の状況」は『水準どおり』と評価いたしました。

続いて、中項目の第3番目「利用者の反応」でございます。評価資料7頁のとおり、点検

時に発見した不具合や利用者の要望に対しては適切な維持補修を実施し、事故への対応も的確に行っています。また、定期的に利用者から意見を聞く機会を設け、直接要望を把握するとともに、船舶代理店に対するアンケート調査も実施し、評価資料38頁以下のとおり、概ね良好な評価をいただいております。以上から、「利用者の反応」の各確認項目は、『水準どおり』と評価いたしました。

最後に、中項目の第4番目「行政目的の達成」でございます。評価資料8頁のとおりに、指定管理者所有施設との一体的運営を通じて効率性を発揮し、公共外貿コンテナふ頭施設等の管理運営を良好に遂行しております。特に、「施設の目的達成」については、青海ふ頭及び中防Y1においては、関係機関と調整し、一定規模までの船舶の係留を可能にする「航行安全対策マニュアル」を整備し、また、品川ふ頭においては、東京海上保安部と個別に調整し、係留能力を超える船舶を受け入れるなど、大型船の寄港の促進を図っております。また、「都の政策と連動した事業の実施」については、指定管理者の所有する青海A3バースとの間でまたがって係留できるよう岸壁の相互融通を図ったことに加えて、中防Y1岸壁の北側海域に水深の浅い場所があることにより、隣接するY2との同時着岸時の安全性に支障が生じていたことから、水先人等関係機関と調整の上、Y1の前面水域に灯浮標を設置し、都に贈与するなどして、係留施設の効率的な運用に貢献いたしました。以上から、「行政目的の達成」については、「施設の目的達成」及び「都の政策と連動した事業の実施」は『水準を上回る』とし、その他の項目は『水準どおり』と評価いたしました。

特記事項については、以上申し上げました内容のうち、青海公共ふ頭における全ての防舷材への海中落下防止チェーンの設置、同じく青海公共ふ頭の岸壁照明用ケーブル保護蓋の更新、そして中防Y1北側海域への灯浮標の設置を挙げています。

以上を総合した結果、公共外貿コンテナふ頭施設等については、31評価項目のうち、『水準を上回る』が4項目、『水準どおり』が27項目となり、合計点は51点、一次評価は『B』といたしました。

次に、事業者の財務状況についてです。「事業者の財務状況の確認」をご覧ください。『令和2年度も令和元年度同様に、港湾施設の管理運営事業を行うに当たり、財務状況による支障等は見受けられない。』と判断いたしました。

最後に、特命要件の継続についてご説明いたします。「公共外貿コンテナふ頭施設等」の指定管理者は、東京港埠頭株式会社に対し、特命しております。選定時当初の特命理由としては、2点ございます。一点目が背後の荷さばき施設との一体的な管理運営が可能となること、二点目が指定管理者の豊富な管理運営実績でございます。

一点目の「一体的な管理運営」については、東京港の公共外貿コンテナふ頭は、東京都のみならず、首都圏の生活と産業を支えるための国際海上物流の海と陸をつなぐ結節点として、必要不可欠な公共性の極めて高いインフラでございます。東京港の国際競争力を強化するため、その役割を十分に発揮するには、国際海上物流を担うふ頭利用者のニーズに適時、的確に対応できる、使いやすい港づくりを進めていく必要があります、物理的に連続した係留施

設とガントリークレーン、ヤード等の背後の荷さばき施設とが一体となって管理運営されることで、効果的・効率的な管理運営が期待できます。

二点目の「豊富な管理運営実績」については、同社は、前身である京浜外貿埠頭公団設立の昭和42年以降、長年に亘って、日本の国際物流を支える外貿コンテナ埠頭の整備、管理・運営を行っており、これまで培った実績とノウハウを活用し、平成21年度から平成25年度までの5年間、今回、評価を実施する施設でもある、中防Y1を除いた品川ふ頭外貿岸壁外3施設の指定管理者として管理運営を行ってまいりました。また、平成26年度及び平成27年度については特例港湾運営会社として管理運営を行った実績がございます。なお、平成28年度から昨年度までの4年間の間に開催された各指定管理者評価委員会においては、管理運営が良好であるとの評価をいただいております。

一点目の特命要件については、選定時と変わっておらず、また、二点目の特命要件については、今回の評価についてご了承いただければ、引き続き良好な管理運営が実施されていることとして、特命要件が継続しているものと考えます。

以上で、評価の説明を終わります。

【松田委員長】 はい。どうもありがとうございました。それでは、金子委員、事業者の財務状況に関して、ご意見等ございましたらお願いいたします。

【金子委員】 それでは、財務状況につきましては、事業実施者である東京港埠頭株式会社は、ここ数年、設備投資を実施した関係で資産が増えてしまっています。それに伴って、資産が増えれば、当然、減価償却費も発生いたしますので、その分利益も減っています。しかし、これは長期的な戦略に基づく計画的な投資でございますので、事業実施上、何ら問題は発生しておりませんので、事務局作成の通り、事業の実施に関しては財務状況には支障がないと考えます。以上です。

【松田委員長】 はい、どうもありがとうございました。それでは、その他、説明に関するご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

【金子委員】 金子ですが、よろしいでしょうか。一次評価に関してですが、事業効果の中で、事業の取組、利用状況という評価項目があるのですが、まず1点目として、適切な係船調整というのが評価として水準通りという評価になっているのですが、指定管理者が実施したアンケートなどを見ても、船会社の係船調整に対する評価は非常に高い評価も出ていますし、今後も水準通りとするのかという判断はあるのかと思いますが、かなりご努力されているということは、お客様側からも言われているので、もうちょっと高めの評価の可能性というのを是非とも探っていただきたいと思います。今年度の評価は、水準通りなら水準通りで良いのですが、来年度以降評価する時に、もう少し評価してあげて良いのでは、と思います。

続いて、その下の使用許可件数に関してですが、事業計画通りの利用状況になっているか、という設問に対して、過去3か年の平均と同水準です、という形で評価をしているのですが、そうではなくて、選定時の利用計画に対して使用許可件数がどうだったのかという観点か

ら評価しないと、質問と答えが合っていないような気がします。このようなところも来年度以降ご検討いただければと思います。以上です。

【松田委員長】 はい、ありがとうございました。事務局の方からいかがでしょうか。

【澁澤ふ頭運営課長】 はい、ありがとうございました。まず1点目の適切な係船調整というところがございます。金子委員からご意見いただきましたとおり、指定管理者に対して非常に好意的なご意見を寄せられておまして、見方によっては水準を上回るといった評価もあるかと思っております。基本的に例年通りお客様から同様の評価をいただいているという認識をしております。例えば、昨年度に比べて評価が良くなったとか、そういったことは残念ながら見受けられなかったもので、昨年度同様という評価となっております。ご指摘いただきました通り、こちらの頑張りというものを今後肯定的に評価できるように引き続き検討して参りたいと思います。

2点目にご指摘ありました使用許可件数ですが、問いと回答が合っていない、というところはあるかと思うのですが、計画では実は何件程度許可をするかといった数字では規定はされておりませんで、過去実績との比較で評価をしております。確かに、数値的なところで比較ができれば非常に明快になると思うのですが、こちらの方も引き続き検討していければと思っております。以上になります。

【松田委員長】 よろしいでしょうか。

【金子委員】 1点補足をさせていただきたいのですが、利用状況を評価する際には、環境要件等との対比で比較していかないといけないですね。昨年度の状況について、東京港埠頭株式会社の事業報告書などを見ますと、東京港の貨物の取扱量が前年度比で5.6%も減少しています。それにもかかわらず、埠頭の稼働率は100%を堅持したということが書かれています。つまり、荷物は減っているのに、当然船の数も減らないといけないのに、一生懸命努力されて、船を呼び込んで稼働率を100%保ったというご努力をされています。今後環境要件も含めて考えてあげないと、今年の状況などを考えると、コンテナ数の不足で船が動かない、というケースもあるようですので、来年度以降の評価に向けて、利用状況についてはご検討いただければと思います。以上です。

【澁澤ふ頭運営課長】 ありがとうございます。ご指摘いただきました通り、外部要件も踏まえつつ指定管理者の努力を適正に評価できるように検討して参ります。ありがとうございました。

【松田委員長】 何を基準とするかは、非常に重要なポイントかと思っておりますので、是非ご検討をお願いいたします。それでは他にご意見、ご質問ございますでしょうか。

【伊勢川委員】 はい、それでは委員長よろしいでしょうか。

【松田委員長】 はい、お願いします。

【伊勢川委員】 ありがとうございます。私、伊勢川の方から、確認も含めてコメントさせていただきます。まず、私も金子委員のご指摘の通り、安全性の確保、最も大切な課題の一つだと思いますが、事故を未然に防止する取り組みを実施されるなど、利用者から指摘を受

ける前に状況を事前に予知して、取組みを行われた点を高く評価したいと考えています。また、評価資料の特記事項の中に記載されておりますが、補修工事の発注に際しても、指定管理者が所有されているコンテナふ頭と一体で舗装、補修工事を発注されたことによって、スケールメリットを享受した管理を実施した、と書かれております。この点も、高く評価したいと考えております。従いまして、1次評価に対して異論はございませんが、私自身もう少し高く点をつけても良いかと感じました。

今、申し上げたことが私自身の総論となりまして、あと、細かい点について若干確認をさせていただきたい点が3点ございます。1点目は評価資料の中1頁の人材の育成の取組について、確認させてください。取組状況の欄に、コンプライアンス研修等に参加（*研修受講者実績一覧表参照）と記載されており、別紙10の一覧表を見ますと、上から2番目にコンプライアンス研修の記載がございます。備考欄に、役員・会社員の理解と認識を深めるとともに、と記載されているのですが、その右側の欄を拝見しますと、受講人数のところに、主任以下係長級・課長級とのみ記載されており、役員や部長が受講されたという記載が欠けているのではと思います。おそらく全員受講されたものとは思いますが、念のため確認をさせていただければと思います。

次に、同じく評価資料の5頁目のところで、先程話題にもなりましたが、利用状況の使用許可件数の部分なのですが、品川ふ頭、青海ふ頭共に前年と比べますと、使用許可件数自体は減少傾向にあります。一方、中央防波堤Y1については、前年が257件、これに対して当該令和2年度は328件と8%増加しているように読めます。これは、先程事務局の方からご説明いただきました、Y1の灯浮標の設置効果等で、呼び込みがより可能になったのでしょうか。もしそうであれば、このような取組みも評価に値するのではないかと感じました。

3点目、最後の質問なのですが、7頁の利用者の反応について、一番上の欄の施設の維持管理状況を拝見しますと、右側の分析の欄に、日々船舶の係留があるため、工事期間を確保するのが困難な状況である、と記載されております。別紙14を拝見しますと、事故報告一覧表の中に、上から3番目の6月1日に報告があった事故のケースでは、半年以上経過した1月に原状回復が実施されたと資料では読み取れます。本船の入出港によって、工事のための時間を確保するのは非常に難しい状況であることは十分理解しているのですが、やはり安全第一という観点から考えますと、極力工事までの空白の期間を短縮できるように、取り組まれることを、私としてはお願いしたいと思っております。私の方からは以上でございます。

【松田委員長】 はい、ありがとうございました。では、事務局の方から回答お願いいたします。

【澁澤ふ頭運営課長】 ご意見ありがとうございました。質問いただきました3点について回答させていただきたいと思っております。まず、人材育成のコンプライアンス研修でございます。ご指摘いただきました通り、役員、取締役等の記載がないのですが、コンプライアンス研修は職層問わず必要になるものと考えますので、全社員対象に実施されています。

2点目ですが、まず、青海と品川で使用許可件数が減少した理由ですが、品川の方は大型

船の一部が品川から青海の方を使うことになり減少しています。次に青海ですが、中央防波堤Y1の隣のY2が供用開始されたことによって、いくつかの船舶がY2の方へシフトし、それによって青海が減少しました。中防Y1の増加ですが、今までY2を使っていたある大型船がY1の航行安全対策マニュアル整備によって、Y1の方に泊められるようになったということで、Y2からY1の方にシフトしたと聞いています。よって、品川と青海が減少、中防Y1が増加、ということになっています。

最後に、施設の補修ですが、確かにご指摘いただきました通り、安全対策という面では早急に工事することは必要になってくると考えております。工事の時間の確保もあります、今回の場合は原因者による補修が実施されたものでございます。原因者による補修も早急に行うことが必要になると思うのですが、補修に係る諸調整が必要になるので、申し訳ありませんが、大変時間がかかってしまったと思います。簡単ですが、以上になります。

【伊勢川委員】 ありがとうございます。

【松田委員長】 他にご質問ご意見ございますでしょうか。

私から簡単に2点だけ宜しいでしょうか。1点は、先程も金子委員、伊勢川委員がおっしゃられた通り、コンテナの荷動きが非常事態である中で、良好な努力をされていたかと思えますので、水準の見直しも含めて来年度に向けて繋げていただければ、というのが感想です。

2点目は非常に細かいことなのですが、別紙11で、地震発生時の初動対応訓練報告というものが載っています。訓練されていることは非常に良いことかと思うのですが、訓練の中でTeamsを使うという事になっております。今も使っておりますが、Teamsは大変便利なものですし、これについて全社員がきちんと利用環境等を整えるという努力も非常に良いことだと思います。質問は、大規模震災が起こった時に一番懸念されるものの1つが、ネットワークそのものが繋がらなくなる、ということです。そういった時のためのバックアップというものを、おそらく用意されていると思うのですが、どのようにお考えなのか、宜しければ伺いたいと思います。以上です

【澁澤ふ頭運営課長】 ありがとうございます。1点目につきまして、皆様からいただきました通り、指定管理者が非常に頑張っているところは見て取れますので、今後の評価につきましては、より肯定的に捉えるように、評価方法について見直しを検討して参りたいと思います。

2点目の訓練のTeamsの利用についてですが、便利ではありますが、ご指摘の通りネットワークが繋がらない、というのは想定するところであります。ネットワークの寸断に関するセキュリティ対策というのは、万全の体制を整えていただくことは必要かと思っております。以上でございます。

【松田委員長】 セキュリティ上も重要なことですので、是非よろしく願いいたします。

他にご意見ご質問等ございますでしょうか。

それでは、一次評価及び皆様のご意見を踏まえまして、『二次評価の評価基準』に基づき、公共外貿コンテナふ頭施設については、管理運営が良好であった施設と評価されると考えます。従いまして、「B」として決定することによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【松田委員長】 ありがとうございます。では、そのように決定いたします。只今をもちまして、本日予定しておりました審議がすべて終了いたしました。今後の予定等について事務局からご説明お願いいたします。

【佐々木振興課長】 委員長ありがとうございました。今後の予定ですが、本日の議事録を作成しまして、後日ホームページ等で公開いたします。

また、本委員会における二次評価に基づきまして東京都で総合評価を決定し、総合評価結果につきましてプレス発表するとともに、ホームページで公表いたします。公表時期は9月頃を予定しております。

以上をもちまして、指定管理者評価委員会を終了いたします。長時間にわたり御審議いただきまして、誠にありがとうございました。

— 了 —